

第4節 計画の進捗状況の点検

本計画は、平成14年度から平成18年度までの5ヶ年計画であり、第1章に掲げた計画の目標を概ね達成させるため、第2章に掲げた達成目標が計画期間内に達成されるよう努めるものとし、第2章から第5章までに掲げられた施策等を強力に推進する。

そして、施策の進捗状況及び環境の状況等を把握するため、毎年度の状況調査、計画の中間年度の中間点検を実施して問題点・課題を抽出し、住民等の意見を聞くなどの幅広い方法で施策の再点検を行う。また計画終了時において最終報告を行い、適切な進行管理とともに明確な分析評価を実施する。

1 施策の進行管理

(1) 進行管理の流れ

施策の効果的な推進を図るため、毎年度、環境質及び施策の進捗状況の把握を行い、中間年度の平成16年度（3年度目）及び最終年度の翌年の平成19年度（6年度目）においては、目標の達成状況等に係る点検を実施する（図5-4-1）。

(2) 計画の現況調査（毎年度）

各年度において、環境質の状況及び本計画に掲げられた施策の実施状況を把握するとともに、実施が遅れている施策を中心に問題点や課題を抽出し、施策の効果的な実施に向けての改善を図る。

(3) 計画の中間点検（中間年度）

計画の中間年度においては、平成14年度から平成15年度までの施策の実施状況を踏まえて、本計画に掲げられた各種施策の進捗状況や環境質の状況等について中間点検を実施するとともに、それらの結果を踏まえ、施策の実施・運用等に関する再点検を行う。

(4) 計画の最終点検（計画期間終了の翌年）

5年間の計画期間を経て、計画に掲げられた達成目標がどれだけ達成されたか、そして様々な施策がどのような効果をあげ、どういった問題点があったか等、分析評価を行い、今後の公害防止施策の推進に役立てる。

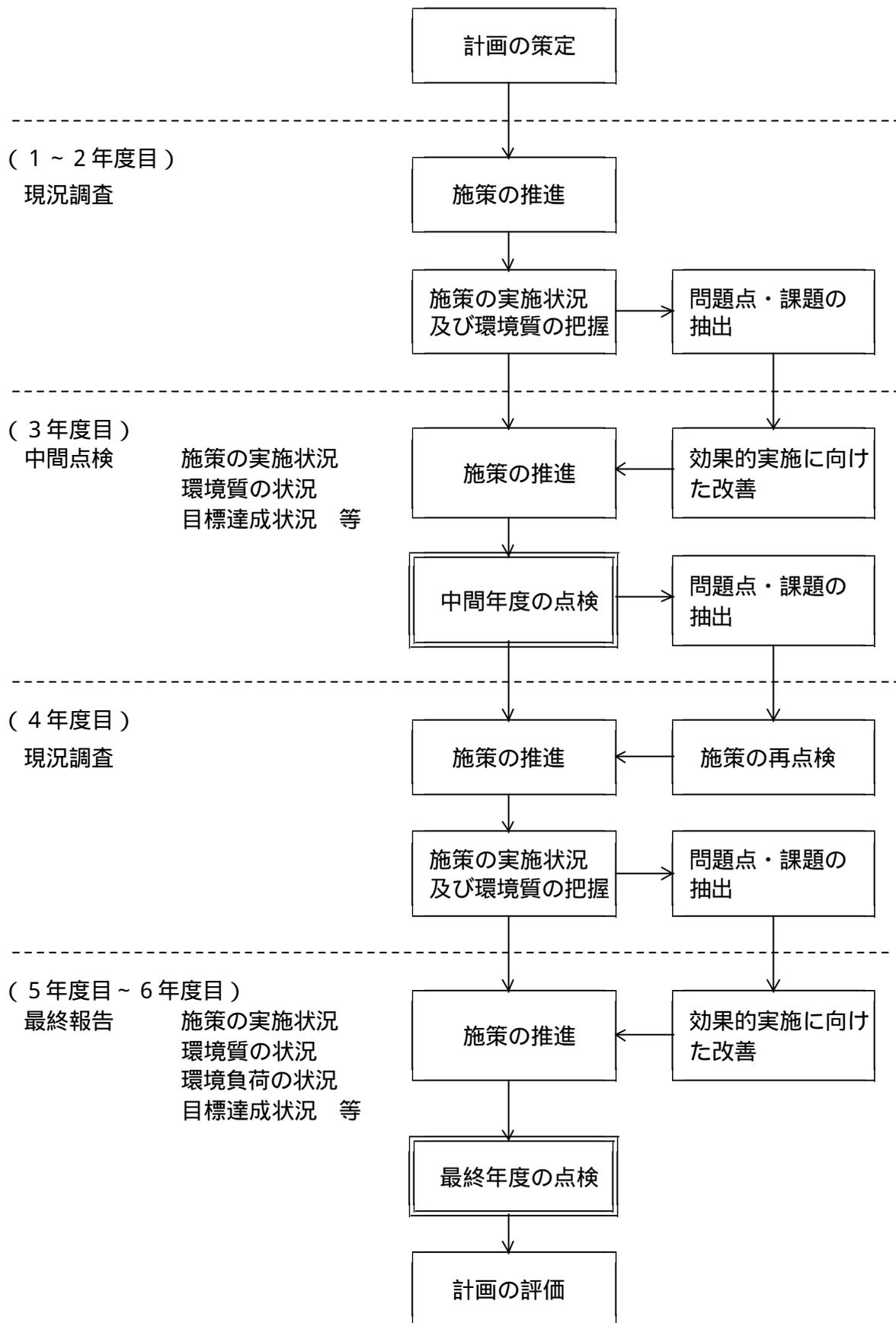


図 5 - 4 - 1 計画の進行管理の流れ